

東京大学医科学研究所非常勤講師の就業に関する規程

(平成30年3月20日制定)

改正 平成31年 3月22日

令和 2年 3月26日

(目的)

第1条 この規程は、東京大学医科学研究所短時間勤務有期雇用教職員就業規則（平成16年4月1日東大医科研規則第24号。以下「短時間勤務有期雇用教職員就業規則」という。）

第2条第3項の規定に基づき、東京大学医科学研究所に勤務する非常勤講師（労働契約法（平成19年法律第128号）第18条の規定により期間の定めのない雇用となった者を含む。）の就業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、非常勤講師とは、期間を定めた労働契約により1週間の所定の勤務時間が35時間を超えない範囲内で、本学における講義又は実験の指導等に従事する者をいう。

2 非常勤講師の就業に関する事項については、この規程及び別に定めるところによるほかは、短時間勤務有期雇用教職員就業規則の規定を準用する。

3 非常勤講師には、客員教授又は客員准教授の称号を付与することができる。

(就業に関する特例)

第3条 非常勤講師には、短時間勤務有期雇用教職員就業規則第4条、第9条の2、第11条、第13条、第31条、第12章（第64条から第66条まで、第69条並びに第70条第1項及び第2項の規定を除く。）、第18章及び第20章の規定は適用しない。

(契約期間及び契約の更新)

第4条 非常勤講師の契約期間は、一の会計年度を限度として定めるものとする。

2 前項の契約期間が満了した場合の更新については、予算の状況及び従事している業務の必要により、かつ、当該非常勤講師の勤務成績の評価に基づき行うものとする。

3 採用又は契約を更新しようとする日において、年齢が満65歳に達し、かつ、その日以後の最初の3月31日を超えることとなる場合には、採用又は契約の更新をすることができない。

4 契約の更新をした後、契約期間の満了により労働契約を終了させる場合（あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く。）には、少なくとも当該契約の期間の満了する日の30日前までにその旨予告するものとする。

(解雇)

第5条 非常勤講師が、次のいずれかに該当するときは解雇する。

(1) 身体又は精神に障害があり、医師の診断に基づき業務に耐えられないと認められた

とき

- (2) 勤務成績が不良で、就業に適しないと認められたとき
- (3) 講義又は実験の指導等に従事する授業科目が開講されないとき
- (4) 事業の休廃止又は縮小その他事業の運営上やむを得ないとき
- (5) 禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を除く。）に処せられたとき
- (6) その他業務に必要な適格性を欠くとき
- (7) 前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき

（給与）

第6条 非常勤講師の基本給は、講義又は実験の指導等の状況に応じて、月例給、授業1回当たりの給与又は時間給により支給するものとし、別途定める額の範囲内で個人別に決定する。ただし、月例給による決定は、授業科目の開講される期間の当初より担当する者に限る。

- 2 短時間勤務有期雇用教職員就業規則の第64条から第66条までの規定を準用する場合における勤務1時間当たりの給与額は、別途定める。
- 3 給与の支給日は、支給単位別に当該各号に定める月の17日（17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が祝日法による休日に当たるときは18日）に支給する。
 - (1) 月例給 講義又は実験の指導等の状況に応じて、別途定める月
 - (2) 授業1回当たりの給与及び時間給 一の月の初日から末日までの勤務実績に応じた分について、その翌月
- 4 月例給により基本給を支給される者が、授業科目の開講される期間（勤務日が割り振られていない月を除く。）の途中で退職し（死亡による退職を含む）、又は解雇された場合には、その日までの基本給を支給する。この場合の当該月の基本給は、一月当たりの額に当該月の勤務を要する日数に対する実際に勤務した日数の割合を乗じて得た額とする。
- 5 月例給により基本給を支給される者が、一ヶ月における勤務を要する日のすべてについて、勤務しない場合又は短時間勤務有期雇用教職員就業規則第35条、第37条第2項、第44条、第50条若しくは第52条の規定により無給となる場合は、その期間の基本給の月額を支給しない。

（高齢者雇用の特例）

第7条 特に必要と認めた場合には、第4条第3項の規定にかかわらず、満65歳に達した後の者を雇用することができる。

（期間の定めのない雇用への転換）

第8条 この規程により雇用される期間その他本学における期間の定めのある雇用の期間を通算した期間が5年を超える者が、現に締結している契約の期間の満了する日の30日前までに所定の様式により期間の定めのない雇用への転換を申し出たときは、労働契約法その他の法令の定めるところにより、当該契約の期間の満了する日の翌日から期間

の定めのない雇用となる。

- 2 前項の規定により期間の定めのない雇用となった者については、従事する業務を学年又は学期ごとに定めるものとし、第4条の規定は適用しない。

(期間の定めのない雇用となった者の定年退職の日)

第9条 前条の規定により期間の定めのない雇用となった者の定年は、満65歳とし、退職の日は、定年に達した日以後の最初の3月31日とする。ただし、第7条の規定による高齢者雇用の特例により雇用される者が、期間の定めのない雇用となった場合の退職の日は、期間の定めのない雇用となった日以後の最初の3月31日とする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年9月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日以後に非常勤講師として雇用された者のうち、当該施行日前から本学における講義又は実験の指導等に従事する者として委嘱された期間を有するものについては、当該期間（平成25年4月1日以後の期間に限る。）を第8条に規定する本学における期間の定めのある雇用の期間とみなす。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

東京大学非常勤講師の就業に関する規程第6条第1項に定める基本給の額、同条第2項に定める勤務1時間当たりの給与額、同条第3項第1号に定める月例給の支給日は、平成30年9月1日以降、次のとおりとする。

第6条第1項関係

甲表又は乙表により決定する。

(甲表：年齢による単価)

年度末年齢	月例給		授業1回 当たりの 給与	時間給	
	ターム	セメスター		講義	実験等
～27歳	20,067円	22,360円	8,600円	4,300円	2,150円
28歳～32歳	23,567円	26,260円	10,100円	5,050円	2,525円
33歳～37歳	27,300円	30,420円	11,700円	5,850円	2,925円
38歳～42歳	30,333円	33,800円	13,000円	6,500円	3,250円
43歳～47歳	33,320円	37,128円	14,280円	7,140円	3,570円
48歳～52歳	37,193円	41,444円	15,940円	7,970円	3,985円
53歳～	40,087円	44,668円	17,180円	8,590円	4,295円

(乙表：実績、能力による単価)

区分	区分を適用する基準例	月例給		授業1回 当たりの 給与	時間給	
		ターム	セメスター		講義	実験等
I種	講師歴及び教員歴の少ない者	18,667円	20,800円	8,000円	4,000円	2,000円
II種	基本	28,000円	31,200円	12,000円	6,000円	3,000円
III種	高度な知識・経験者、著名な者	37,333円	41,600円	16,000円	8,000円	4,000円
IV種	極めて高度な知識・経験者、極めて著名な者	42,000円	46,800円	18,000円	9,000円	4,500円

備考 1 この表において、「ターム」とは東京大学学部通則（昭和38年12月17日評議会可決）第4条第3項及び東京大学大学院学則（昭和28年3月17日評議会可決）第41条第3項の規定に定める学期をいい、「セメスター」とは二つの連続するタームをつなげた授業実施期間をいう。

2 乙表の区分を適用する場合における具体的な基準は、別に定める。

第6条第2項関係

甲表の適用を受ける者 基本給を決定した際に該当した年度末年齢で適用される時間給

乙表の適用を受ける者 基本給を決定した際に該当した区分に適用される時間給

第6条第3項関係

セメスター	S (4、5、6、7、8)			A (9、10、11、12、1)	
支給月	5、6、7、8、9			10、11、12、1、2	
ターム	S1 (4、5、6)	S2 (6、7、8)	A1 (9、10、11)	A2 (11、12、1)	W (1、2、3)
支給月	5、6、7	7、8、9	10、11、12	12、1、2	2、3、4

備考 括弧内は、各セメスター又はタームにおける授業が実施される月。